

サステナビリティ経営の戦略法務第3回

- EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート(2) -

企業法務/ヨーロッパニュースレター

2024年5月30日号

執筆者:

[渡邊 純子](mailto:j.watanabe@nishimura.com)j.watanabe@nishimura.com

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

巖 佳恵

k.gen@nishimura.com

I EU理事会による最終承認と行為義務としてのDD実施義務

2024年5月24日に、人権・環境デューデリジェンスの実施を義務付けるEUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD（Corporate Sustainability Due Diligence Directive））案がEU理事会にて最終承認されました。CSDDDは、一定の売上要件等を満たすEU域内企業だけでなく、単体又は連結グループレベルでEU域内での一定の売上要件を満たすEU域外企業にも適用されます。CSDDDに基づき、企業は、自社及び子会社の事業活動、並びに自社の「活動の連鎖（chains of activities）」に関する直接的又は間接的な取引先の事業活動を対象として、人権及び環境に対する悪影響に関するDDを実施する義務を負うこととなります（前回の「[サステナビリティ経営の戦略法務第2回 - EUの企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）案のアップデート\(1\) -](#)」参照）。

重要な点として、CSDDDは、全ての場合において、企業に対し、これらの負の影響が一切生じないことやこれを停止させることの保証を要求するものではなく、企業の**主たる義務はあくまで行為義務**であることを明示しています。すなわち、よく誤解されがちな点ですが、企業としては、負の影響の深刻度及び発生可能性の程度に応じて効果的にDDを実施し、負の影響に対処していくことが求められているのであり、**バリューチェーンから一切のリスクを排除することや、リスクがあり得る取引先との取引を一律停止をすることが要求されているわけではありません**。一方で、CSDDDの要請に応えるための社内におけるDDの仕組みの構築には時間を要するため、適用開始時期も考慮しつつ、今から対応を開始しておくことが重要です。当職らが従前人権DDの実施支援をする中でも、年度単位での将来計画を立てつつ、毎年できる部分から開始していくことが基本的な対応となります。

II 人権・環境DDの対象となる負の影響の内容

企業が、CSDDDに基づき人権・環境DDを実施するにあたって基準とすべき人権・環境への負の影響とは、①人権については、下表の左欄に列挙された国際的文書（国際人権法・国際労働法）により保障される下表の右欄に列挙された人権に対する負の影響を指し（但し、右欄に列挙されていない人権についても、当該人権への負の影響を企業が合理的に予測できた場合等の条件を満たす場合には、対象に含まれます）、②環境については、下表の左欄に列挙された国際的文書による禁止事項及び義務への違反の結果生じた負の影響、並びに下表の右欄に掲げられた負の影響を指し、これらの文書による禁止事項に関連する各国の国内法も踏まえることとされています。

従前の日本企業による人権 DD の実務では、国際人権の内容が抽象的なイメージのみで捉えられる傾向がありましたが、企業としては、CSDDD も踏まえ、調査すべきリスクの対象である各権利等の内容について、改めて下記の**国際法や関連する国内法等の内容に照らして正しく理解**を行うことが、適切なリスク分析を行う上で必要な対応となります。

	関連する国際的文書 ¹	人権・環境への負の影響
人権 DD	<ul style="list-style-type: none"> 自由権規約（国際人権規約） 社会権規約（国際人権規約） 児童の権利に関する条約 ILO 中核的労働基準（10 条約） 	<ul style="list-style-type: none"> 生命への権利の侵害 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い 身体的自由及び安全についての権利の侵害 私生活、家族、住居若しくは通信に対する恣意的な若しくは不法な干渉又は名誉及び信用の不法な攻撃 思想、良心及び宗教の自由についての権利の侵害 公正かつ良好な労働条件を享受する権利の侵害 労働者の適切な住居の利用の制限、並びに労働者による十分な食糧、衣類、水及び衛生設備の利用の制限 到達可能な最高水準の健康を享受する児童の権利の侵害 教育を受ける児童の権利の侵害 相当な生活水準に対する児童の権利の侵害 経済的な搾取から保護され、危険であり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される児童の権利の侵害 あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から保護される児童の権利の侵害 搾取を目的とした児童の誘拐、売買又は国内外を問わない不法な移動 最悪の形態の児童労働 強制労働 あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引 結社の自由、集会の自由、団結権及び団体交渉権の侵害 雇用における不平等な待遇
環境 DD	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性条約 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） 水銀に関する水俣条約 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 	<ul style="list-style-type: none"> 有害な土壌の変化、水質汚染、大気汚染、有害な排出物、過剰な水の消費、土地の劣化、森林伐採、天然資源への影響等の環境破壊 個人、集団、コミュニティの土地及び資源に対する権利、及び生存手段を奪われない権利の侵害

¹ なお、世界人権宣言、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、障害者の権利に関する条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言、人権擁護者に関する宣言、腐敗の防止に関する国際連合条約、ジュネーブ諸条約、並びに追加議定書及び労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言も、前文において言及されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ・ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 ・ 世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約） ・ ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約） ・ 船舶による汚染の防止のための国際条約 ・ 海洋法に関する国際連合条約 	
--	--	--

III DD 実施義務の具体的な内容

1. 特定された負の影響の優先順位付け

企業は、**自社及び子会社の事業活動、並びに自社の活動の連鎖に関する直接的又は間接的な取引先の事業活動**を対象として、潜在的な又は実際の人権及び環境への負の影響を特定し、評価するために適切な措置を講じることが求められます。具体的には、かかる負の影響の特定・評価にあたっては、まず、企業、自社グループ及び（活動の連鎖に関係する）取引先の事業について**マッピングを実施**し、その次に、当該マッピングの結果に基づき、負の影響が最も発生しやすく、かつ深刻であろうと特定された領域において、**より詳細な深堀調査を実施**する必要があるとされています。なお、企業は、かかる負の影響の特定・評価にあたり、独立した報告書や苦情処理メカニズムを通じて収集された情報等の適切なリソースを利用することができるものとされています。

また、特定された潜在的な又は実際の負の影響を同時に、かつ全範囲において防止、軽減、停止又は最小化することが不可能である場合、企業は、**優先順位を付けて**潜在的な又は実際の負の影響を防止、軽減、停止又は最小化することが許容されています。なお、優先順位付けにあたっては、**負の影響の深刻度及び発生可能性を考慮**するものとされています。このように、企業は、どのように優先順位を付けて DD を実施しているかを説明できるようにしておくことが重要であり（いわゆるリスクベース・アプローチ）、自社のバリューチェーン上の直接取引先全てに対して、一律に、同内容の調査票を送付することが求められているわけではないことに注意が必要です。

前回は述べたとおり、これまで、国連指導原則に則った進め方をしてきた日本企業にとっては上記の進め方に違和感はないところと思われますが、そうでない企業にとっては、抜本的な見直しが必要なタイミングとなります。

2. 特定された負の影響への対処

企業は、特定された潜在的な又は実際の負の影響を防止、軽減又は停止するため、適切な措置を講じる義務を負います。適切な措置を決定するにあたっては、以下の要素を考慮する必要があります。

- (a) 潜在的な又は実際の負の影響が、当該企業単独で引き起こされる可能性がある若しくは引き起こされたものか、又は当該企業により、子会社若しくは取引先との共同での作為若しくは不作為を通じて引き起こされる可能性がある若しくは引き起こされたものなのか（※後者の、「共同」行為は、国連指導原則上の「助長」の類型に相当することが明示されています）
- (b) 潜在的又は実際の負の影響が、子会社、直接的又は間接的な取引先の事業において引き起こされる可能性がある又は引き起こされたものなのか
- (c) 潜在的な又は実際の負の影響を単独又は共同で引き起こす可能性のある又は引き起こした取引先に対して、企業として影響力を行使することができる能力

また、企業は、負の影響を防止、軽減又は停止するための施策として、活動の連鎖の一部を構成する事業を行う**直接的な取引先に対し、企業が策定する行動規範及び（必要に応じて）負の影響の防止措置計画又は是正措置計画の遵守を確約すること（当該内容について更にその取引先からも契約上の保証を取得することも含む）**について、**契約上の保証を取得すること**が求められているため、今後、CSDDD が適用される企業は、取引先との現状の契約内容を見直す必要があります。また、自社の購買実務等を含む事業計画や戦略等についても必要な修正を加えることや、中小企業である取引先に対する支援の提供が求められます。

更に、こうした措置によっては防止、十分な軽減、停止又は十分な最小化ができない負の影響に関して、企業は、自身の行動規範、負の影響の防止措置計画又は是正措置計画の遵守を目的として、間接的な取引先に対し、契約上の保証を求めることができるとされています。このように、間接取引先であっても、CSDDD に基づき契約条項を通じて大きな影響を受けることが想定されます。また、これらの**契約条項は、企業と取引先との間で責任を適切に分担するものであること、また、中小企業が相手方の場合、公平で、合理的で、差別ではない内容であることが求められる**ことにも注意が必要で、取引先に対する一方的な責任の押し付けは許容されていない点に留意が必要です。

なお、かかる契約上の保証を求める場合、企業は、当該保証の遵守を検証するための適切な措置を実施することが求められます（かかる検証に関して、企業は、業界又はマルチステークホルダーを通じたものも含め、独立した**第三者による認証を参照**できるとされています）。

上記の契約実務の変更は、CSDDD への対応の中でも、重要な対応事項になることが想定されますが、欧州委員会が加盟国及び利害関係者と協議の上、本指令の発効から 30 か月以内に、自主的なモデル契約条項に関するガイダンスを採択するものとされています。

また、重要な点として、企業は、負の影響を防止、軽減、停止又は最小化することができない場合、**最終手段として**、当該活動に関する取引関係を一時的に停止すること、また、特定の負の影響に対する強化された防止措置計画又は是正措置計画を策定・実施することとされています。そして、そのような取組が成功する合理的な見込みがない場合、又は、強化された防止措置計画若しくは是正措置計画を実施しても負の影響を防止、軽減、停止又は最小化できない場合、企業は、当該活動に関する取引関係を終了することが求められます。このように、CSDDD においても、国連指導原則を踏まえ、**取引関係の終了はあくまでも最終手段**であることが明記されており、企業は、取引関係の終了により生じる負の影響も考慮の上、**まずは、サプライヤー等との関係を維持しながら負の影響を防止、軽減又は停止するよう努める**必要があります。

本稿では、CSDDD が求める DD 実施義務の具体的な内容について解説しました。EU 理事会による最終承認も踏まえ、前回の記事の最後に記載したとおり、多くの日本企業としても、自社に適用が開始されるタイ

ムライン等を踏まえながら、バリューチェーン上のリスクの優先順位付けや、取引先との現状の契約条項の見直しをはじめとした CSDDD を意識した取組を、今から毎年着実に進めていくことが重要です。

★セミナー告知★

6月18日15時-16時に、弊所のリーガルフォーラム・オンラインにて、CSDDDを含むEUのサステナビリティ関連法制に関する最新動向を概説するオンラインセミナーを実施させていただきます。

[リンク先](#)からお申込みを受け付けております。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com